

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
1	危機管理	1. 危機管理及び対応方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対策本部を設置して、対面又はWebexによる会議を開催し、情報共有と協議を随時実施した。</li> <li>・本部会議での協議や国及び県の基本方針に基づき、本学の対応を記載した「新型コロナウイルス感染症への対応について」(以下、「対応方針」という。)を随時更新して、対策を実施した。</li> <li>・連休や年始年末などの長期休暇中の危機管理の充実を図るため、複数人で対応する体制を整備した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大及び学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</li> </ul>
		2. PCR検査対象者等 (陽性者、検査未実施の接触者を含む)への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査対象者等について、本人が保健室又は経営企画室に報告し、経営企画室が、検査結果や行動歴等を一元的に管理する体制を整備した。</li> <li>・PCR検査対象者等については、感染症危機管理アドバイザーに確認の上、出勤・出席停止の措置を行った。出席停止については、保健室が一覧表をサイボウズに掲載して、学内の情報共有を行った。</li> <li>・Webexを活用し、PCR検査対象者の検査状況や行動歴等について、関係者が情報共有を行い、感染防止対策や学修補償等に活用した。</li> <li>・本人及び保健所からの情報を踏まえ、必要に応じ、学内の消毒を実施した。なお、教室は連日使用するため、消毒と授業の両立が困難であることから、4月9日から、基本的には、食堂、トイレ等の外部者も含め多数の者が使用する共用部分を消毒することとし、教室の消毒は実施せず、入退室時の手指消毒の徹底で対応することとした。</li> <li>・PCR検査者及び濃厚接触者等の情報をスムーズに把握するために報告フォームを作成し、学内に周知し、本学HPに掲載した。</li> </ul> <p>※PCR検査対象者等は、危機管理上の対象である「保健所又は医療機関から検査の指示があった者」とし、実習先等からの要請による検査実施者は対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大及び学生及び教職員における単発での感染者増加の場合については、現在の対応を継続する。</li> <li>・学生及び教職員におけるクラスター発生など、感染拡大防止対策のためやむを得ないと判断した場合は、休校を実施し、学内の消毒を行う。これについては、別紙により、危機管理対策本部において検討を行い、速やかに決定する。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
2	情報共有・発信	<p>1. 学内の情報共有</p> <p>2. 学外への情報発信</p>	<p>・「対応方針」の更新については、教職員にはサイボウズ、学生にはキャンパスメイトで情報提供した。</p> <p>・本学内で感染者が発生した場合は、教職員にはサイボウズ、学生にはキャンパスメイトで情報提供した。</p> <p>・学内における情報共有は、内容に応じて適切な手段を選択して実施した。主な手段は、各学科からの教員や学生に対する情報提供、教員会議や職員会議等を活用した情報提供、学内でのポスター掲示、WEBでの動画配信などである。</p> <p>・学生の理解を深めるため、授業時間を利用し、1～3年生に対して本学の新型コロナウイルス感染症対策を説明した。</p> <p>・本学HPを活用して、県民や地域に対し、「対応方針」や感染者の発生等について、随時、情報提供した。</p> <p>・R2年6月に、理事長からの対外的なメッセージ「復興（Reconstruction）」を本学HPに掲載した。</p> <p>・感染者の発生については、青森県（本学設置者）及び本学内の業務受託者のうち希望する者に対し、電話又はメールで情報提供した。</p>	<p>県内での感染拡大及び学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</p> <p>・県内での感染拡大及び学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</p> <p>・今後の対応として、本学の感染者発生時の対応や感染防止対策に係る理解を深めるための資料を作成し、本学HPにより情報提供を行う。</p>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
3	感染防止対策	1. 学内の感染防止対策	<p>1. 施設の利用制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内者に対する図書館を含む学内施設の利用制限は実施していない。</li> </ul> <p>2. 感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室使用においては、二酸化炭素濃度基準を達成するため、適正人数での使用、換気装置の使用、扉の解放等を実施しており、張り紙等を活用し、使用方法を周知している。また、二酸化炭素測定装置を購入し、適宜、測定を実施している。</li> <li>・学内入り口及び教室入口に、手指消毒液を設置し、トイレにペーパータオルを設置した。</li> <li>・対面での対応が必要となる場所（学生カウンター、図書館カウンター、保健室、食堂配膳口等）にビニールカーテンやアクリル板を設置した。</li> <li>・食堂における飛沫感染防止のため、テーブルにアクリル板を設置した。また、食事場所を確保するため、コミュニティホールや一部教室での飲食を許可した。</li> <li>・学内空調設備及び冷暖房設備について、省エネルギーに努めながら、換気を優先して稼働した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大及び学生及び教職員における単発での感染者増加の場合については、現在の対応を継続する。</li> <li>・本学内でクラスターが発生し、感染防止対策のため必要と判断した場合は、図書館等不特定多数の者が利用する施設について、利用時間の短縮や利用休止を行う。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
3	感染防止対策	2. 学外者に対する施設の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学外者に対する施設の貸出し制限は実施していないが、利用申請書提出時に、感染防止対策の記載を求めている。</li> <li>・学外者入館証及び鍵について、受け渡しの際に消毒を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内において感染が急増し、県が県民に対し、公共施設の利用を自粛するよう要請した場合は学外者の施設利用を中止する。</li> <li>・県が、自粛要請を実施しない場合でも、県内において感染が拡大し、感染防止対策のため必要と判断した場合は、学外者の施設利用を中止する。</li> <li>・本学の判断による利用中止の場合は、感染拡大状況に応じ段階的に実施し、第1段階では、新規利用の中止及び既存利用者への文書による注意喚起を行う。第2段階では、既存利用者についても利用中止とする。</li> <li>・例年、事業者が本学の施設を借用して実施する資格試験があるが、今年度は、利用申請の際に、緊急事態宣言区域等からの異動者への対応を事業者を確認し、適切な感染防止対策が実施されない場合には施設の利用を許可しないこととする。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
3	感染防止対策	3. 学生及び教職員に対する県外及び流行地域との移動制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言地域への移動は、就職活動や実習等のやむを得ない場合を除き自粛とし、本県への移動後は2週間の出勤・出席停止とした。また、移動先での感染防止対策の徹底と不要不急の外出を控えることとした。</li> <li>・ 重点措置の実施区域への移動は、就職活動や実習等のやむを得ない場合を除き自粛とし、出勤・出席停止の措置は行わないが、本県への移動後は2週間、課外活動も含め、不要不急の外出を控えることとした。また、移動先での感染防止対策の徹底と不要不急の外出を控えることとした。</li> <li>・ 感染拡大地域への移動は、基本的に、重点措置の実施区域と同様とした。</li> <li>・ 学生については、県外への移動の際に県外移動届を提出させ、移動状況を把握した。また、R3年度は、GW及び夏季休暇の前にキャンパスメイトで県外移動についての注意喚起を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大及び学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</li> <li>・ 県の対応が変更された場合には、これに準じて対応を変更する。</li> </ul>
		4. 学生及び教職員が行う感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅等における感染対策として、毎朝の検温等の健康観察及び手洗い・手指消毒の徹底を行うよう指示した。</li> <li>・ 感染リスクの高い場所への外出の自粛、マスク着用、ソーシャルディスタンス実施、「3つの密」回避、大人数での会食をしないなど、感染防止対策の徹底を指示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大及び学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
4	教務	1. 授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R2年4月23日～5月6日の期間を臨時休校としたが、これ以外は感染拡大防止策を行った上で、対面授業を実施している。</li> <li>・ 重点措置の実施区域からの学外講師の来訪を制限し、WEB講義を基本とした。県内の学外講師も希望に応じてWEB講義とした。</li> <li>・ 自宅待機となった学生に対しては、WEB講義等により学修の補償を行った。</li> <li>・ 教員が自宅待機となった場合でも授業等を中止せずにすむよう、学科ごとに、教員び自宅からのWEB講義の実施や授業担当教員の変更等の方法を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大及び学生及び教職員における単発での感染者増加の場合については、感染防止対策を徹底し、対面授業を継続する。</li> <li>・ 学生及び教職員におけるクラスター発生など、感染拡大防止対策のためやむを得ないと判断した場合は、オンライン授業への切り替え、又は休校を行う。これについては、別紙により、危機管理対策本部において検討を行い、速やかに決定する。</li> <li>・ 県内において感染が急増し、県が本学に施設の利用の中止を要請した場合は県との協議により、休校又は全面的なWEB講義等への移行を検討する。</li> </ul>
		2. 実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外実習の継続を基本としたが、実習先の要望に応じて、実習中止やスケジュール変更に対応した。また、学外実習ができなかった場合は学内実習で対応した。</li> <li>・ 学外実習先の感染防止対策に協力するため、本学教員の訪問を中止し、タブレットによるWEB意見交換等も活用した。</li> <li>・ 実習先から、学生のPCR検査実施を求められた場合に、後援会において検査費用を助成した。【R2実績：3件】</li> <li>・ 本学から県へ依頼し、県が医療機関に対し、実習生に対するワクチン接種を検討するよう文書を発出した結果、医療機関の判断による、実習生へのワクチン接種が促進された。また、県立中央病院の協力により、本学での巡回接種が実施された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大及び学生及び教職員における単発での感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
5	学生 対 応	1. 就職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB面接に対応するため、学内にWEB面接室を設置し、学生への貸出を行っている。また、WEB面接の増加に対応するため、R3年度に、必要な機材を追加購入した。</li> <li>・就職説明会は、県内企業の場合は感染防止対策を取りながら基本的には対面形式（ただし、企業の希望に応じてWEB参加も可）、県外企業の場合はWEB参加としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大及び学生及び教職員における単発での感染者増加の場合でも、現在の対応を継続するが、感染防止対策のため必要と判断した場合は、就職説明会はWEB参加を主とする形式に変更する。</li> </ul>
		2. 課外活動等	<p>1. サークル活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学での感染者の発生を受け、サークル活動やボランティア等の課外活動について、R3年4月16日～5月11日までを期間として、友人間の交流や連絡以外の活動を禁止した。</li> <li>・R3年4月27日に各サークル長に対し、「サークル活動における新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」を説明し、各活動の特徴に即した感染防止対策を大学に提出するように指導した。</li> <li>・R3年5月12日にサークル活動の禁止を解除し、本学の対応方針に「サークル活動における新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」に従った活動を行うことを追加した。</li> </ul> <p>2. 会食等の日常生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年4月16日から、「マスクなし」「長時間」「飲酒を伴う」「大人数」のうち、一つでも当てはまる会食を当面の間禁止したが、5月12日からは、禁止を自粛に変更した。</li> <li>・R3年4月16日から、自身が飲酒しない場合でも、バーなど主にアルコールの提供を目的とする飲食店への出入りを当面の間禁止した。</li> </ul>	<p>1. サークル活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における感染拡大の場合は、これまでの対応を継続する。</li> <li>・学生及び教職員における感染者増加、又はサークル活動に起因するクラスター発生の場合で、感染防止対策のため必要と判断した場合は、再度、サークル活動を禁止する。</li> </ul> <p>2. 会食等の日常生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における感染拡大、学生及び教職員における単発での感染者増加の場合で、感染防止対策のため必要と判断した場合は、再度、「マスクなし」「長時間」「飲酒を伴う」「大人数」のうち、一つでも当てはまる会食を禁止する。</li> <li>・県の対応が変更された場合には、これに準じて対応を変更する。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
5	学生 対応	3. アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店でのアルバイトが多いため、学生がアルバイト先に感染防止対策を依頼する場合の依頼文書を作成した。</li> <li>・ 県内での飲食店クラスター発生を受けて、学生に対するアルバイトに関する注意喚起を行い、22時以降の酒類を提供する飲食店でのアルバイトの自粛を指示した。</li> <li>・ R3年4月16日から、接待を伴うアルバイト及び主に酒類の提供を目的とする飲食店（バー等）でのアルバイトを禁止した。</li> <li>・ 県が、R3年4月27日から5月9日を期間として、青森市繁華街の飲食店に対し、営業時間の短縮要請を実施したことから、期間中は、要請対象となった事業者でのアルバイトを禁止した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内における感染拡大、学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</li> <li>・ 今後、県が、飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請した場合は、それに従って、要請対象となった事業者でのアルバイトを禁止する。</li> </ul>



番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
5	学生対応	4. 学生支援	<p>1. 国等による支援策の活用 R2年度に、国や青森市による学生緊急支援金（国：10万円又は20万円、青森市：月額33,000円）、日本学生支援機構による奨学金、国制度による授業料減免などの支援策が実施されたことから、学生に周知し、申請受付等を行った。</p> <p>2. 本学独自の支援 ・ R2年度に、本学の大学基金事業として、緊急一時金10万円の貸与を実施し、R3年度も、年度途中から一時金の貸与を実施している。【R2実績：10名】 ・ R2年度に、学外実習において、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊費が新たに必要となった学生に対し、宿泊料（1泊5千円限度）を助成した。R3年度も、当初予算に計上し、同様の助成事業を実施している。【R2実績：34人 939,000円】 ・ R2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しくアルバイト収入が減少した学生に対し、後期授業料の減免を行った。【R2実績：19人 1,063,800円】 ・ R2年度に、学生に対する経済的支援や相談窓口の周知を図るため、情報をまとめたチラシを作成し、R3年度にこれを更新した。 ・ R3年度に、JA青森が実施する緊急食糧支援に併せて、本学の基金事業として、学生緊急食料支援事業を実施した。（日本学生支援機構補助1/2）</p>	<p>・ 県内における感染拡大、学生及び教職員における感染者増加の場合でも、現在の対応を継続する。</p>
		5. 学生寮	<p>・ 風邪症状のある者やPCR検査対象者は、療養部屋で療養することとし、発生時の連絡体制を構築した。 ・ 寮内での感染防止対策として、換気の実施、寮生間の部屋の往来自粛、共有スペースでのマスク着用、共同で使用する家電等の消毒などを実施している。</p>	<p>・ 県内における感染拡大、学生及び教職員における単発での感染者増加の場合については、現在の対応を継続する。 ・ 学内感染者の発生の際には、寮内の感染防止対策の徹底と療養部屋の活用について、注意喚起を行う。</p>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
6	会議等	会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内会議は、感染防止対策を実施して、対面で開催しているが、Webexを活用して、対面によらない意見交換や情報共有も併せて実施した。</li> <li>・役員会・経営審議会等の学外者が参加する会議は、緊急事態宣言地域等からの参加者にWEB参加を要請した。また、県内参加者に対しても、希望により、WEB参加できる体制を整備した。</li> <li>・教職員への研修や伝達は、Webexやzoomを活用して、なるべく対面せずに実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における感染拡大、学生及び教職員における感染者増加の場合で、感染防止対策のため必要と判断した場合は、会議等のWEB開催を拡大する。</li> </ul>
7	研修・公開講座等	1. 受託研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託研修について、委託先である県の指示に従って、感染防止対策を実施して対面で開催した。</li> <li>・認定看護管理者セカンドレベル講習は、R2年度感染防止対策を実施して対面で開催し、R3年度も同様に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における感染拡大、学生及び教職員における感染者増加の場合は、委託者との協議により、WEB開催も含めた、実施方法の変更を検討する。</li> </ul>
		2. 公開講座・セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検温など感染防止対策を行って、人数を制限して対面で実施している。</li> <li>・大人数の場合や県外参加者が多数の場合は、WEB開催又はWEBと対面の併用で実施している。</li> <li>・県外の感染拡大地域からの講師には、WEB参加を要請している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における感染拡大、学生及び教職員における感染者増加の場合は、WEB開催の拡大など、実施方法の変更を検討する。</li> </ul>

番号	項目	細目	現在の対応	今後の対応 (県内感染拡大、学内感染者増加等への対応)
8	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係るニーズを把握するため、R2年6月に、教職員及び学生に対するアンケートを実施した。</li> <li>・感染防止対策を契機として、本学における遠隔技術の活用を推進することとし、R2年7月に、遠隔技術活用ポリシーを策定した。</li> <li>・教職員に対し、接待を伴う飲食店及び主に酒類の提供を目的とする飲食店の利用自粛を求めると共に、県が青森市繁華街の飲食店に対する時間短縮営業要請を行ったことから、21時以降の利用自粛を求めた。</li> <li>・事務局職員が新型コロナウイルスに起因して出勤が困難になった場合の業務継続方法について、各課室内で確認した。また、リモートワーク契約により、仮想PCを活用して在宅勤務ができる環境を整備した。</li> </ul>	特段の対応はない。